

茨城県報 第6926号

昭和56年4月9日

木曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

規則

●茨城県授産事業運営資金貸付規則を廃止する規則(社会福祉課) 1

(公安委員会)

●茨城県警察職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則の一部を改正する規則 2

告示

●国民健康保険療養取扱機関の申出の受理(医療福祉課) 2

●使用料の一部改正(障害福祉課) 3

●要項の廃止(環境衛生課) 3

●結核予防法に基づく医療機関の指定(保健予防課) 4

●納豆の認証基準の一部改正(流通園芸課) 4

●新規土地改良事業の審査(4件)(農地管理課) 4

●新規土地改良事業の認可(3件)(") 6

●換地計画の適当決定(") 6

●換地処分(2件)(") 7

●道路の供用開始(道路維持課) 7

●二級河川桜川の一部公用廃止(河川課) 7

(選挙管理委員会)

●昭和56年茨城県選挙管理委員会第4回定例会の招集 8

(公安委員会)

●緊急自動車の指定及び指定の取消し 8

公告

●争議行為の予告通知の公表(2件)(労政課) 9

●卸売販売業者の登録(流通園芸課) 10

●開発行為の工事完了(2件)(建築指導課) 10

●道路位置の指定(") 11

●物品調達指名競争入札参加者資格審査申請の受付(出納第二課) 11

公 告

茨城県規則第48号

茨城県授産事業運営資金貸付規則を廃止する規則を次のように定める。

昭和56年4月9日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県授産事業運営資金貸付規則を廃止する規則

茨城県授産事業運営資金貸付規則(昭和36年茨城県規則第10号)は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第6号

茨城県警察職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和56年4月9日

茨城県公安委員会委員長 関 正 夫

茨城県警察職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則の

一部を改正する規則

茨城県警察職員の特別ほう賞金に関する条例施行規則(昭和41年茨城県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 委員会は、委員長及び委員をもつて組織し、委員長及び委員には次の各号に掲げる者をもつてあてる。

(1) 委員長 本部長

(2) 委員 警務部長、刑事部長、防犯部長、警備部長、交通部長、警察学校長、警務部参事官、会計課長、監察課長及び監察官

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第535号

次の者からの国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第37条第1項の規定による療養取扱機関の申出及び同条第5項の規定による他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第1条第1項及び第2項の規定により告示する。

昭和56年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

機関番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
412,040,8	56.3.1	医療法人恒貴会協和中央病院	久野恒一	真壁郡協和町門井道満1676-1	56.3.1	全国
432,058,6 433,034,2	"	医療法人友愛会友愛総合病院	吉水寿雄	猿島郡総和町大字関戸726	"	"
083,021,2	56.3.15	坂本歯科医院	坂本 勲	竜ヶ崎市3363	56.3.15	"
323,021,2	56.3.1	泉川 "	泉川 勇	西茨城郡友部町大字平町字大沢1470-1584	56.3.1	"

茨城県告示第536号

昭和52年 4 月 7 日茨城県告示第 428 号で告示した茨城県立心身障害者施設診療料等徴収条例に基づく使用料の一部を次のように改正し、昭和56年 4 月 1 日から適用する。

昭和56年 4 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

心身障害者施設診療料等 母子短期入所の欄

施設 の 名 称	金 額	摘 要
茨城県立 コロニーあすなろ	1日につき 1,400円	保護者 700円 精神薄弱児(者) 700円

を

施設 の 名 称	金 額
茨城県立コロニーあすなろ	1人1日につき 800円 但し通所にあつては、施設において提供を受けた給食費実費とする。

に

改める。

茨城県告示第537号

次の告示は、廃止する。

昭和56年 4 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- (1) 「地区衛生組織」育成補助金交付要項(昭和38年茨城県告示第444号)
- (2) 茨城県環境衛生指導事業補助金交付要項(昭和43年茨城県告示第778号)

茨城県告示第538号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づき、次の医療機関を指定したので公示する。

昭和56年4月9日

茨城県知事 竹内 藤 男

(指 定)

名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 年 月 日
医療法人 友愛会 友愛総合病院	猿島郡総和町 大字関戸726	医療法人友愛会 理事長 吉水寿雄	56. 3. 19

茨城県告示第539号

昭和52年2月3日茨城県告示第120号で告示した納豆の認証基準の一部を次のように改正する。

昭和56年4月9日

茨城県知事 竹内 藤 男

第4に備考として次のように加える。

備考 製造年月日の表示については、当分の間、知事の承認を得て賞味期限の表示をもつてこれに代えることができる。

この場合における賞味期限の表示方法は、次の例による。

- (ア) 昭和56年4月9日まで
- (イ) 59. 4. 9まで
- (ウ) 1981, 4. 9まで

茨城県告示第540号

岩崎江堰土地改良区が行なおうとする瓜連木崎地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年4月9日

茨城県知事 竹内 藤 男

1 縦覧に供する書類

岩崎江堰土地改良区定款の写し

瓜連木崎地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年4月9日から昭和56年4月29日まで

3 縦覧の場所 瓜連町役場

茨城県告示第541号

那珂町長笹島栄次から、昭和56年 3 月 3 日付けで認可申請のあつた南酒出地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年 4 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

南酒出地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年 4 月 9 日から昭和56年 4 月29日まで

3 縦覧の場所 那珂町役場

茨城県告示第542号

金砂郷村長石崎力から、昭和56年 2 月19日付けで認可申請のあつた川端地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年 4 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

川端地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年 4 月 9 日から昭和56年 4 月29日まで

3 縦覧の場所 金砂郷村役場

茨城県告示第543号

那珂町長笹島栄次から、昭和56年 2 月26日付けで認可申請のあつた一の関地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和56年 4 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

一の関地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年 4 月 9 日から昭和56年 4 月29日まで

3 縦覧の場所 那珂町役場

茨城県告示第544号

昭和55年12月22日付けで鹿島郡田町大字塔ヶ崎 401 本沢好徳ほか17名から、認可申請のあつた塔ヶ崎地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和56年3月30日認可したので、同法第95条第4項の規定により公示する。

昭和56年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第545号

昭和56年1月8日付けで玉造町長坂本常蔵から、認可申請のあつた井上地区土地改良事業を、昭和56年3月30日付けで、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、認可したから同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和56年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第546号

昭和55年8月27日付けで西田川土地改良区から申請のあつた常北地区土地改良事業及び定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項及び第30条第2項の規定により昭和56年3月30日認可した。

昭和56年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第547号

昭和55年3月9日付けで認可申請のあつた小野崎地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第4項においてさらに準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり覧覧に供する。

昭和56年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和56年4月16日から昭和56年5月7日まで

3 縦覧の場所 谷田部町役場

茨城県告示第548号

昭和56年 3 月19日付け農管指令第106号をもつて認可した宿裏地区の換地計画の更正については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和56年 4 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第549号

昭和56年 1 月22日付け農管指令 第 17 号 をもつて認可した金江津第二地区の換地計画の更正については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和56年 4 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第550号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和56年 4 月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和56年 4 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 小山菅生小絹停車場線
- 2 供用開始の区間
水海道市大字内守谷字松並4792— 2 番地先から
水海道市大字内守谷字奥山5757— 2 番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和56年 4 月10日

茨城県告示第551号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、茨城県土木部河川課及び茨城県高萩土木事務所において縦覧に供する。

昭和56年 4 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 河 川 の 名 称 二級河川 桜川
- 2 廃川敷地等の生じた年月日
昭和56年 4 月 9 日

3 廃川敷地等の位置

日立市桜川町3丁目181番地先から

日立市桜川町4丁目148番地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 1,999.82㎡

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第14号

昭和56年茨城県選挙管理委員会第4回定例会を次のとおり招集する。

昭和56年4月9日

茨城県選挙管理委員会

委員長 八木下 繁 一

1 招 集 日 時 昭和56年4月17日 午前10時

2 招 集 場 所 茨城県庁地方課事務室

3 議 題

(1) 本委員会職員の任免発令について

(2) そ の 他

(公安委員会)

茨城県公安委員会告示第16号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規定により、緊急自動車の指定及び指定の取消しを行つたので公示する。

昭和56年4月9日

茨城県公安委員会委員長 関 正 夫

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・型式	用 途	所有者又は管理者
1350	水戸88す 1213	トヨタ 56年	警察責務遂行用	茨城県警察本部
1351	〃 1214	〃 〃	〃	〃
1352	〃 1215	〃 〃	〃	〃
1353	〃 1216	〃 〃	〃	〃
1354	茨55と 3515	トヨペット 49年	〃	茨 城 県
1355	〃 3873	セドリツク 〃	〃	〃
1356	茨56と 1806	トヨペット 50年	〃	〃
1357	茨56ぬ 9416	マークII 51年	〃	茨城県警察本部

1358	"	9417	"	"	"	"
1359	茨 56	む 2984	シグマ	52年	"	"
1360	"	2985	"	"	"	"
1361	茨 55	す 1984	セドリツク	53年	"	茨 城 県
1362	茨 55	そ 4087	ルーチェ	"	"	茨 城 県 警 察 本 部
1362	水戸55	ぬ 2041	マークⅡ	55年	"	"
1363	水戸88	す 1226	いすず	56年	公 共 応 急 作 業 用	東 部 瓦 斯 株 式 会 社

2 緊急自動車の指定の取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	所有者又は管理者	指 定 日 年 月 日	告示番号	
356	茨 8	ち 48	ニッサン・43年	茨 城 県 警 察 本 部	44. 3. 27	8
601	茨 88	す 739	トヨタ 47年	"	47. 4. 13	11
602	"	740	" "	"	"	11
623	"	815	" "	"	47. 6. 15	18
652	茨 88	せ 1073	" "	"	48. 1. 16	3

公 告

●争議行為の予告通知の公表

茨城観光自動車労働組合執行委員長飯塚忠支路から昭和56年 3 月30日労働関係調整法（昭和21年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があつたので公表する。

昭和56年 4 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 事 件

賃金引上げ等の要求について

2 日 時

昭和56年 4 月11日以降本問題が解決に至るまでの期間

3 場 所

茨城観光自動車株式会社における同組合の組合員が従事する次の事業所の全職場
下高津営業所、竜ヶ崎営業所及び上郷車庫に関連する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為を実施する。

日本赤十字労働組合水戸支部執行委員長中山英雄から昭和56年 3 月31日労働関係調整法 (昭和21年法律第25号) 第37条第 1 項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があつたので公表する。

昭和56年 4 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 事 件

賃金引上げ等の要求について

2 日 時

昭和56年 4 月11日以降本問題が解決に至るまでの期間

3 場 所

日本赤十字労働組合水戸支部の組合員が従事する職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為を実施する。

●卸売販売業者の登録

食糧管理法施行規則 (昭和22年農林省令第 103 号) 第21条第 3 項及び同条第 4 項の規定により次のとおり卸売販売業者として登録した。

昭和56年 4 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

卸売販売業者として登録した者は、茨城県農林水産部流通園芸課において縦覧に供する。

●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第 100 号) 第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

昭和56年 4 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

多賀郡十王町大字友部字原ノ坊2852番 1

2 事業主の住所及び氏名

多賀郡十王町友部2653番地

黒 沢 王

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日立市南高野町字宿740番 1 及び740番 2

2 事業主の住所及び氏名

日立市金沢町 4 丁目25番24号

有限会社 田村総業

代表取締役 田 字 悦 子

●道路位置の指定

建築基準法 (昭和25年法律第 201 号) 第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和56年 4 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
竜土木指令 第131号	56. 3. 30	日本ハウス (株) 代表取締役 三田 ナカ	東京都立川市 富士見町 2-34-6	稲敷郡阿見町荒川本郷 字鶉原2224番 7	メートル 4.15	メートル 22.39

●物品調達指名競争入札参加者資格審査申請の受付

茨城県物品調達指名競争入札参加者資格審査要項 (昭和50年茨城県告示第 321 号) により、県が発注する物品の製造の請負又は物品の買入れの指名競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、下記により物品調達指名競争入札参加資格審査申請をしてください。

昭和56年 4 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 提出する書類

- (1) 物品調達指名競争入札参加資格審査申請書
- (2) 営業経歴書
- (3) 直前 1 年分の県税納税証明書 (法人にあつては事業税、県民税及び自動車税の納税証明書、個人にあつては事業税及び自動車税の納税証明書。ただし、県内業者以外の業者にあつては、茨城県に納税義務のある場合に限る。)
- (4) 印鑑証明書
- (5) 商業登記簿謄本 (個人にあつては、市町村長の発行する身分証明書)
- (6) 特約店又は代理店であるときは、これを証明する書類
- (7) 営業に関し許可、認可等を必要とするときは、これを受けたことを証明する書類
- (8) 前年度の財務諸表 (個人にあつては、営業収支計算書)

2 受付期間及び受付場所

(1) 受 付 期 間

昭和56年5月11日から昭和56年5月30日まで

(2) 受 付 場 所

水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県出納事務局出納第二課

(3) 申請に関する書類は、直接持参することを原則とし、受付時間は、上記期間中毎日午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日の午後及び日曜日は除く。

3 そ の 他

問い合わせ先 茨城県出納事務局出納第二課

電話 0292 (24) 9027

~~~~~

---

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1,200 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所